

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の「第2章基本的な考え方」に記載のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針は、以下のURLにおいて開示しています。

https://www.ajinomoto.co.jp/company/jp/ir/strategy/corp_gov/main/0/teaserItems1/03/linkList/03/link/principle_J.pdf

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しており、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」等においても開示しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しており、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」等においても開示しています。

【原則1 - 4】(政策保有株式)は「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の「第3章4. 政策保有株式」に記載のとおりです。

なお、2020年度は得意先株式36銘柄、金融機関株式5銘柄、その他株式1銘柄の保有を継続する方針です。

【原則1 - 7】(関連当事者間の取引)は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の「第3章6. 関連当事者間取引」に記載のとおりです。
味の素グループポリシー(以下、AGP)「4. 公正で透明な取引」は、以下のURLにおいて開示しています。

<https://www.ajinomoto.co.jp/company/jp/activity/policy/>

「調達に関するグループポリシー」は、以下のURLにおいて開示しています。

https://www.ajinomoto.co.jp/company/jp/activity/policy/procurement_policy.html

【原則2 - 6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社が運用専門性を高めてアセットオーナーとしての機能を発揮できるように、人事面においては年金運用の専門能力・知見を有する者を運用執行理事として任用し、かつ、外部アドバイザーを起用して専門能力・知見を補完するとともに、運営面においては随時、資産運用検討委員会において運用状況のモニタリングを行う等の取り組みを実施しています。

【原則3 - 1】(適切な情報開示と透明性の確保)

(1) 当社の理念および経営ビジョンは、以下のURLにおいて開示しています。

<https://www.ajinomoto.co.jp/company/jp/aboutus/vision/>

当社の2030年の目指す姿と20-25年度の中期経営計画は、以下のURLにおいて開示しています。

<https://www.ajinomoto.co.jp/company/jp/ir/strategy/managementplan.html>

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3) 取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、本報告書の「1. 【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

(4) 取締役の選解任については、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の「第5章1. 取締役の選解任」に記載のとおりです。

(5) 取締役の選任理由は、「第141回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類の第3号議案「取締役9名選任の件」に記載のとおりです。

また、「第141回定時株主総会招集ご通知」は、以下のURLにおいて開示しています。

<https://www.ajinomoto.co.jp/company/jp/ir/event/meeting/main/0114/teaserItems1/0/linkList/0/link/notice141.pdf>

なお、社外取締役の選任理由は、本報告書の「1. 【取締役関係】会社との関係(2)」にも記載しています。

監査役の選任理由は、「第140回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類の第2号議案「監査役1名選任の件」および「第142回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類の第3号議案「監査役4名選任の件」に記載のとおりです。

「第140回定時株主総会招集ご通知」は以下のURLにおいて開示しています。

<https://www.ajinomoto.co.jp/company/jp/ir/event/meeting/main/0111/teaserItems1/0/linkList/0/link/140notice.pdf>

「第142回定時株主総会招集ご通知」は以下のURLにおいて開示しています。

<https://www.ajinomoto.co.jp/company/jp/ir/event/meeting/main/0117/teaserItems1/0/linkList/0/link/Notice142.pdf>

なお、社外監査役の選任理由は、本報告書の「1. 【監査役関係】会社との関係(2)」にも記載しています。

【補充原則4 - 1 - 1】(経営陣への委任の範囲の概要)

取締役会は、法令・定款および取締役会規程に定める取締役会の専決とされる重要な業務執行を決定し、それ以外の業務執行の権限を、社内

規則に基づき経営会議、役付執行役員、執行役員の3段階に分類して執行役員に委譲するほか、地域本部の長、業務運営組織の長、子会社の長に委譲しています。なお、権限委譲及び意思決定の手続きにつきましては、「 . 2 . 業務執行」および「 . 1 . 2 . 内部統制システムの整備状況」にも記載しています。

【原則4 - 9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社の社外取締役の独立性基準については、本報告書の「 . 1 . 【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に記載のとおりです。

【補充原則4 - 11 - 1】(取締役会の全体としての能力、多様性の考え方)

取締役会の構成・多様性についての考え方は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の「第4章1 . (2) 取締役会の構成・多様性」に記載のとおりです。

現在、取締役会は、独立役員である社外取締役3名(うち、女性1名)と社内取締役6名(うち、女性1名)で構成されています。

【補充原則4 - 11 - 2】(取締役、監査役の兼任状況)

取締役および監査役の重要な兼職状況は、「第142期有価証券報告書」の「第一部第4 . 4 (2) 【役員の状況】」の略歴欄に記載しています。

「第142期有価証券報告書」は、以下のURLにおいて開示しています。

<https://www.ajinomoto.co.jp/company/jp/ir/library/securities.html>

なお、社外取締役および社外監査役の重要な兼職の状況は、本報告書の「 . 1 . 【取締役関係】会社との関係(2)および【監査役関係】会社との関係(2)」にも記載しています。

【補充原則4 - 11 - 3】(取締役会の実効性自己評価)

取締役会の実効性評価については、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の「第4章8 . 取締役会の実効性評価」に記載のとおりです。

なお、2019年度の当社取締役会の実効性評価概要については、以下のURLにおいて開示しています。

https://www.ajinomoto.co.jp/company/jp/ir/strategy/corp_gov/main/0/teaserItems1/03/linkList/02/link/evaluation_J.pdf

【補充原則4 - 14 - 2】(取締役、監査役のトレーニング方針)

社内出身の取締役には、会社が自己研鑽に必要な支援を行います。また、毎年、外部の有識者を招いて意見交換を行うほか、取締役・執行役員全員参加の役員研修を行い、経営テーマについて発表を行い、経営課題を共有し、その解決に取り組むこととしています。

社内出身の監査役は、外部セミナーを受講する等により、監査役としての心得の他、必要に応じ、監査手法、会社法等の関係法令および会計監査に必要な財務会計の知識等を習得しています。また、取締役会、経営会議その他の重要会議への出席、グループ内の監査役との定期的な連絡会の開催を通じて必要な情報を入手し、監査能力の向上に努めています。

社外取締役および社外監査役には、当社グループについての更なる理解を得るため、当社各部門から事業・業務内容等の説明を行い、主要事業所を視察する機会を設けています。

【原則5 - 1】(株主との建設的な対話に関する方針)については、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の「第3章2 . 株主・投資家との対話」に記載のとおりです。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	60,690,700	11.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	30,278,400	5.51
第一生命保険株式会社	26,199,500	4.77
日本生命保険相互会社	25,706,886	4.68
株式会社三菱UFJ銀行	14,574,348	2.65
明治安田生命保険相互会社	12,624,505	2.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	9,387,500	1.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	9,027,400	1.64
JP MORGAN CHASE BANK 385151 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	8,573,896	1.56
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	8,304,754	1.51

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

大株主の状況

(1) 第一生命保険株式会社の所有株式数には、同社が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式2,000千株は含まれておりません。なお、当該株式に係る議決権は、同社が留保しております。

(2) 2020年3月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有(変更)報告書において、野村アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者が2020年3月13日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数

の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。なお、その大量保有(変更)報告書「第2 提出者に関する事項」の内容は、以下のとおりです。

【氏名又は名称/保有株券等の数/株券等保有割合】

野村アセットマネジメント株式会社他1名/29,271千株/5.33%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数 <small>更新</small>	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
齋藤 泰雄	その他													
名和 高司	学者													
岩田 喜美枝	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

齋藤 泰雄	齋藤泰雄氏は公益財団法人日本オリンピック委員会(以下「JOC」という)の副会長を務めておりましたが、2019年6月末をもって退任しております。また、同氏は2019年6月まで公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(以下「TOCOG」という)の理事を務めておりました。JOCと当社との間には味の素ナショナルトレーニングセンターの使用に関する契約に基づく取引等があり、TOCOGと当社との間には東京2020オフィシャルパートナーシッププログラム契約に基づく取引がありますが、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。なお、当期における当社からJOCへの支払額は、JOCの2020年3月期の経常収益の0.5%未満であり、当期におけるJOCから当社への支払額は、当社の当期連結売上高の0.01%未満であること、また同氏はTOCOGの業務執行者ではなかったことから、当社における社外役員の独立性に関する基準を満たしております。	外交官として培った豊かな国際経験と深い知識を当社の経営に活かしていただくため。また、一般株主と利益相反を生ずるおそれがないため。
名和 高司	名和高司氏が代表を務める株式会社ジェネシスパートナーズと当社との間には、研修の業務委託契約に基づく取引がありますが、当期における当社からの支払額は、320万円であるため、同氏は、当社における社外役員の独立性に関する基準を満たしております。 (重要な兼職の状況) 一橋大学大学院経営管理研究科教授 株式会社ジェネシスパートナーズ代表取締役 NECキャピタルソリューション株式会社社外取締役 株式会社ファーストリテイリング社外取締役 SOMPOホールディングス株式会社社外取締役	大学院の経営管理研究科教授としての深い知見および外資系コンサルティング会社等における豊富な実務経験から培った国際企業経営に関する高い見識を有し、独立、公正な立場から当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただくため。また、一般株主と利益相反を生ずるおそれがないため。
岩田 喜美枝	(重要な兼職の状況) 株式会社りそなホールディングス社外取締役 住友商事株式会社社外取締役 東京都監査委員	企業経営および企業の社会的責任に関する高い見識ならびに女性の活躍支援、ダイバーシティ推進等に関する豊富な知見を有し、独立、公正な立場から経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただくため。また、一般株主と利益相反を生ずるおそれがないため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	役員等指名諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員等報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

○役員等指名諮問委員会

役員等指名諮問委員会については、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の「第4章2. 役員等指名諮問委員会」に記載の通りです。

(1) 役員等指名諮問委員会の構成

役員等指名諮問委員会は、事務局を人事部に置き、同委員会の構成は次の通りです。

[氏名/役位]

岩田 喜美枝/社外取締役(委員長)
齋藤 泰雄/社外取締役
名和 高司/社外取締役
西井 孝明/取締役社長
高藤 悦弘/取締役(非業務執行)

(2) 役員等指名諮問委員会の活動状況

2019年度は、役員等指名諮問委員会を3回開催し、CEOの後継者育成計画を含む、取締役候補者の選定、評価等について審議しました。個々の委員の出席状況は以下の通りです。

【氏名/出席状況】

岩田 喜美枝/3回中3回(100%)、齋藤 泰雄/3回中3回(100%)、名和 高司/3回中3回(100%)、
西井 孝明/3回中3回(100%)、高藤 悦弘/3回中3回(100%)

○役員等報酬諮問委員会

役員等報酬諮問委員会は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の「第4章3. 役員等報酬諮問委員会」に記載の通りです。

(1) 役員等報酬諮問委員会の構成

役員等報酬諮問委員会は、事務局を人事部に置き、同委員会の構成は次の通りです。

【氏名/役位】

齋藤 泰雄/社外取締役(委員長)
名和 高司/社外取締役
岩田 喜美枝/社外取締役
西井 孝明/取締役社長
高藤 悦弘/取締役(非業務執行)

(2) 役員等報酬諮問委員会の活動状況

2019年度は、役員等報酬諮問委員会を5回開催し、2019年3月期の短期業績連動報酬について、全社業績、部門業績に基づく支給額、2020年3月期の短期業績連動報酬、中期業績連動型株式報酬の引当額、ならびに2020-2025年中期経営計画に基づく役員報酬制度の改定について審議し、2020年4月に役員報酬制度の改定案を取締役に答申しました。個々の委員の出席状況は以下の通りです。

【氏名/出席状況】

齋藤 泰雄/5回中5回(100%)、名和 高司/5回中4回(80%)、岩田 喜美枝/4回中4回(100%)、
西井 孝明/4回中4回(100%)、高藤 悦弘/4回中3回(75%)

岩田氏、西井氏、高藤氏は、委員となった2019年6月25日以降に開催された同委員会への出席状況を記載しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役会は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の「第6章1. 監査役会」に記載のとおりです。

(1) 監査役会の構成

監査役会は、監査役会の下に監査役室を設置し、監査役室に監査役の職務を補助すべき使用人(以下「監査役スタッフ」という。)を置き、監査役会の招集、議事録の作成、その他の監査役会運営に関する事務は、監査役スタッフがこれを行っています。監査役会の構成は次の通りです。

【氏名/役位】

富樫 洋一郎/常勤監査役(議長)
田中 静夫/常勤監査役
土岐 敦司/社外監査役
天野 秀樹/社外監査役
引頭 麻実/社外監査役

(2) 監査役会の活動状況

2019年度は監査役会を14回開催し、主として1) ガバナンス状況、2) グローバルなリスクへの対応とグループ会社管理、3) 「働き方改革」その他人財への取組み、4) 棚卸資産管理、のモニタリングおよび5) 会計監査人の評価・選任、を重点監査項目として取組みました。個々の監査役の出席状況は以下の通りです。

【氏名/出席状況】

富樫 洋一郎/14回中14回(100%)、田中 静夫/14回中14回(100%)、土岐 敦司/14回中14回(100%)、天野 秀樹/14回中14回(100%)
引頭氏は2020年6月24日に監査役に就任しています。

監査役と会計監査人は、四半期決算・年度末決算の監査について定期的に打合せを実施し、情報交換を行っています。また、両者は、年度初めに双方の監査計画についてすり合わせを実施し、その他必要に応じ、両者間において随時打合せを実施しています。

監査役と内部監査部門(監査部)は、四半期ごとに定期的な打合せを実施し、監査部の監査結果の報告を受け意見交換を実施しています。また、

監査役は、年度初めに監査部の監査計画の概要説明を受け、また、監査部に対しては、監査役監査計画の説明を行っています。他に必要に応じて、両者間において随時打合せ、意見交換を実施しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
土岐 敦司	弁護士													
天野 秀樹	公認会計士													
引頭 麻実	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
土岐 敦司		(重要な兼職の状況) 明哲綜合法律事務所代表(弁護士) 株式会社丸山製作所社外取締役・監査等委員 ジオスター株式会社社外取締役	弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、特に会社法に関する深い知見を社外監査役としての職務の遂行に活かしていただくため。また、一般株主と利益相反を生ずるおそれがないため。
天野 秀樹		天野秀樹氏は、有限責任あずさ監査法人に所属しておりましたが、2016年6月に同監査法人を退職しております。同監査法人と当社との間には、従前より業務委託等の取引がありますが、2020年3月期における当社から同監査法人への支払額は、同監査法人の直近事業年度(2019年6月期)における年間業務収入額の0.01%未満であり、同監査法人から当社への支払はありません。なお、2020年6月24日開催の当社定時株主総会において有限責任あずさ監査法人が会計監査人として選任されましたが、天野秀樹氏は同監査法人を会計監査人の候補者として決定した監査役会の決議には加わっておりません。 (重要な兼職の状況) 公認会計士 トッパン・フォームズ株式会社社外取締役 花王株式会社社外監査役 セイコーホールディングス株式会社社外監査役	公認会計士としての専門的な知識と国内・海外での豊富な経験を有しており、その財務・会計に関する知見を社外監査役としての職務の遂行に活かしていただくため。また、一般株主と利益相反を生ずるおそれがないため。

引頭 麻実	(重要な兼職の状況) 東京ガス株式会社社外取締役	証券会社やシンクタンクに長年勤務し、幅広い見識と豊富な経験を有するほか、証券取引等監視委員会委員を務められ、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであり、その知見を社外監査役としての職務の遂行に活かしていただくため、また、一般株主と利益相反を生ずるおそれがないため。
-------	-----------------------------	--

【独立役員関係】

独立役員の数	6名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社における社外役員の独立性に関する基準は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の「第5章4. 独立性基準」に記載のとおりです。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明 更新
--

取締役の報酬については、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の「第5章2. 報酬」に記載のとおりです。また、「第142期有価証券報告書」の「第一部第4. 4(4)【役員の報酬等】」にも詳しく記載しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明 更新
--

第142期に係る取締役の報酬等の総額は、取締役(社外取締役を除く)7名に対し661百万円(月額報酬289百万円、短期業績連動報酬176百万円、中期業績連動型株式報酬194百万円)、社外取締役4名に対し45百万円(月額報酬45百万円のみ)となっています。

(注)

1. 支給人員には、当期中に退任した取締役2名(内、社外取締役1名)が含まれています。
2. 中期業績連動型株式報酬は、支給予定額および当期中に退任した取締役1名に対する支給額の総額です。
3. 取締役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第129回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役の報酬につき年額12億円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない)、社外取締役の報酬につき年額5,000万円以内と決議されています。
4. 2017年6月27日開催の第139回定時株主総会において、22億円を上限とする金銭を株式交付信託に拠出し、3年の信託期間終了時に2017-2019(for 2020)中期経営計画の目標達成度に応じて、中期業績連動型株式報酬を支給することが決議されています。支給の対象者は、2017-2019(for 2020)中期経営計画期間(以下「対象期間」という)中に当社の取締役(社外取締役を除く)、執行役員または理事であること(対象期間を通じて国内非居住者および2017年6月30日までに退任した者を除く)です。付与する当社株式の総数は、110万株を上限としています。
5. 監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第129回定時株主総会において、年額1億9,000万円以内と決議されています。

取締役の報酬に関する情報は、ホームページに次の書類を掲載して開示しています。

1. 有価証券報告書
2. 株主総会招集通知(添付書類の事業報告)

報酬等の額が1億円以上の取締役については、以下のとおりです。

取締役社長 西井孝明 報酬等の総額:164百万円(うち月額報酬74百万円、業績連動報酬43百万円、中期業績連動型株式報酬47百万円)
 取締役会長 伊藤雅俊 報酬等の総額:135百万円(うち月額報酬60百万円、業績連動報酬36百万円、中期業績連動型株式報酬38百万円)
 取締役副社長執行役員 福士博司 報酬等の総額:104百万円(うち月額報酬47百万円、業績連動報酬29百万円、中期業績連動型株式報酬27百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、本報告書の「 1. 【インセンティブ関係】」に記載のとおりです。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、経営企画部が取締役会の事務局として、決議事項、報告事項の事前説明を行い、職務執行の全般をサポートするほか、秘書部が社外取締役と他の取締役等との連絡調整にあっています。

社外監査役に対しては、監査役会において取締役会議案の事前審査を行い、重要案件については、担当する取締役および経営会議に出席した監査役からの説明のほか、監査役の職務を補助する専任スタッフが社外監査役の職務執行の全般をサポートし、社外監査役と他の監査役および取締役等との連絡調整にあっています。

また、当社は、社外取締役と社外監査役間での情報交換および専門分野の相互補完を通じて、業務執行の監督の質的向上を図ることを目的として社外役員連絡会を設置しています。社外役員連絡会については、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の「第4章6. 社外役員連絡会」に記載のとおりです。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 0名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

経営・監督

取締役会は、社外取締役3名を含む9名の取締役により、経営の最高意思決定機関として、法令および定款に定める事項その他の重要事項を決定し、取締役および執行役員の職務執行を監督しています。取締役の員数は、定款の定めにより15名以内としています。

取締役会は、役員等指名諮問委員会の答申を受け、取締役候補者、役付取締役および代表取締役を決定し、役員等報酬諮問委員会の答申を受け、取締役、執行役員等の報酬を決定しています。2019年6月には常勤の非業務執行社内取締役を増員し、社内の重要な委員会の委員や重要な関係会社の取締役としての活動と併せて、当社の内部環境に知悉しつつ、執行の状況に影響されない立場からの監督機能の充実強化を図っています。

2019年度は取締役会を18回開催し、個々の取締役および監査役の出席率は以下の通りです。

【氏名 / 出席状況】

伊藤 雅俊/18回中18回(100%)、西井 孝明/18回中18回(100%)、福士 博司/18回中18回(100%)、栃尾 雅也/18回中18回(100%)、野坂 千秋/13回中13回(100%)、高藤 悦弘/18回中17回(94%)、齋藤 泰雄/18回中18回(100%)、名和 高司/18回中18回(100%)、岩田 喜美枝/13回中13回(100%)、富樫 洋一郎/18回中18回(100%)、田中 静夫/18回中18回(100%)、土岐 敦司/18回中17回(94%)、天野 秀樹/18回中17回(94%)

野坂氏、岩田氏は、取締役に就任した2019年6月25日以降に開催された取締役会への出席状況を記載しております。

また、当社は取締役会の下部機構として役員等指名諮問委員会、役員等報酬諮問委員会、コーポレート・ガバナンス委員会、経営基盤検討会を設置しています。

役員等指名諮問委員会および役員等報酬諮問委員会については、本報告書の「 1. 機関構成・組織運営に係る事項【取締役関係】」に記載しています。

コーポレート・ガバナンス委員会は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の「第4章4. コーポレート・ガバナンス委員会」に記載のとおりです。

(1)コーポレート・ガバナンス委員会の構成

コーポレート・ガバナンス委員会は、事務局を経営企画部および法務・コンプライアンス部に置き、同委員会の構成は次の通りです。

【氏名/役位】

名和 高司/社外取締役(委員長)
齋藤 泰雄/社外取締役
岩田 喜美枝/社外取締役

土岐 敦司/社外監査役
西井 孝明/取締役社長
高藤 悦弘/取締役(非業務執行)

(2) コーポレート・ガバナンス委員会の活動状況

2019年度は、コーポレート・ガバナンス委員会を6回開催し、取締役会の諮問に基づき、コーポレート・ガバナンス体制の構築、整備および運用に関する重要事項について審議し、審議結果を取締役に答申しました。個々の委員の出席状況は以下の通りです。

【氏名/出席状況】

名和 高司/6回中6回(100%)、齋藤 泰雄/6回中6回(100%)、岩田 喜美枝/5回中4回(80%)、
土岐 敦司/6回中6回(100%)、西井 孝明/6回中6回(100%)、高藤 悦弘/5回中5回(100%)

岩田氏、高藤氏は、委員となった2019年6月25日以降に開催された同委員会への出席状況を記載しております。

経営基盤検討会は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の「第4章5. 経営基盤検討会」に記載のとおりです。

(1) 経営基盤検討会の構成

経営基盤検討会は、事務局を経営企画部に置き、同委員会の構成は次の通りです。

【氏名/役位】

西井 孝明/取締役社長(議長)
福士 博司/社内取締役
栃尾 雅也/社内取締役
高藤 悦弘/取締役(非業務執行)

(2) 経営基盤検討会の活動状況

2019年度は、経営基盤検討会を9回開催し、グループ経営上の戦略的方向性およびグループ横断の経営機能基盤の強化について審議し、審議結果を取締役に報告しました。個々の委員の出席状況は以下の通りです。

【氏名/出席状況】

西井 孝明/9回中9回(100%)、福士 博司/9回中9回(100%)、栃尾 雅也/9回中9回(100%)、高藤 悦弘/9回中9回(100%)

○監査

監査役監査、内部監査および会計監査の状況については「第142期有価証券報告書」の「第一部第4. 4(3) 監査の状況」に記載のとおりです。

業務執行

当社は、取締役が経営の意思決定を、執行役員が業務執行を担うことにより、経営と執行を分離する執行役員制を採用しています。

取締役社長は、最高経営責任者として、取締役会の決議を執行し、会社の業務を統括しています。他の常勤の取締役は、業務執行に携わらない取締役会長および非業務執行社内取締役を除き、執行役員を兼任しています。執行役員は、取締役会の授権に基づき、分担して会社の業務を執行しています。

経営会議は、取締役たる役付執行役員(最高経営責任者(取締役社長)を含みます。)の全員および最高経営責任者の指名するその他の役付執行役員により構成され、会社の経営に関する方針および計画について協議するほか、会社の業務執行に関する重要事項について決定しています。

業務運営組織は、グローバルコーポレート本部、コーポレートサービス本部、食品事業本部およびアミノサイエンス事業本部に区分されており、各業務運営組織は、担当執行役員の指揮監督を受け、所管する業務を処理しています。経営会議の構成員は、担当する組織の業務の執行を統括しています。

また、当社グループにおける意思決定手続きに関する社内規程は、当社グループ内の各業務運営組織(グループ会社を含みます。)を、その果たすべき役割の観点から「統率するHQ(Headquarter)」と「任される現場」とに分類したうえで、決裁基準を明確化しています。当社は、これにより前者の統括機能を強化するとともに、後者への権限委譲を一層進め、当社グループ全体における業務の適正化、意思決定の迅速化および効率的な組織運営を目指しています。これらにつきましては「1. 2. 内部統制システムの整備状況」に関連する記載があります。

内部統制・リスク管理

内部統制・リスク管理については、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の「第7章リスクマネジメント」に記載のとおりです。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、3名の社外取締役を含む9名の取締役により構成される取締役会が、重要な業務執行の意思決定と取締役および執行役員の職務執行を監督し、社外監査役3名を含む5名の監査役が業務執行者からの独立性を確保し、会計監査人および内部監査部門と連携して取締役の職務執行を監査する、二重のチェック体制により業務の適正が確保されると考え、現在の監査役会設置会社の体制を選択しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2001年から開催日の3週間以前に発送しています。ただし、本年は新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、一部の海外子会社で決算手続および会計監査業務に遅れが生じたため、開催日の2週間前の発送となりました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は決算作業、会計監査人および監査役の監査に必要な時間を考慮して決算日程を作成し、多数の株主出席に対応できる株主総会会場の確保を考慮して開催日を決定しています。
電磁的方法による議決権の行使	2006年6月開催の株主総会からインターネットによる議決権行使の機会を提供しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	東京証券取引所の議決権電子行使プラットフォームに参加し、非居住者投資家や機関投資家が適確に議決権行使をできる環境を提供しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳版を作成し、ホームページに開示しています。今年度は招集通知の発送日の前日に当社ホームページ上に英文の招集通知を開示しました。
その他	当社は株主の利便に資するため、インターネットによる議決権行使の機会を提供しています。2015年から招集通知発送日前に当社ホームページ上で招集通知を開示し、株主様の議決権の行使に十分な検討期間を確保していただけるようにしています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	金融商品取引法、その他の法令および当社の有価証券を上場している金融商品取引所の定める適時開示規則に沿った情報開示の実施、また開示事項に該当しない情報であっても、投資家の投資判断に影響を与え得る情報を重要な会社情報とし、迅速かつ公正な情報開示に努める旨、ディスクロージャーポリシーとして定め、ホームページ上で公開しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算および本決算時に開催し、社長・財務担当役員が説明しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページに「有価証券報告書」、「株主通信」、「統合報告書」、「IR Data Book」、「事業紹介ページ」、「知的財産報告書」、「コーポレート・ガバナンス報告書」、「取締役会の実効性評価概要」、「決算情報」、「株主総会の招集通知」、各種プレスリリースなどを掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	グローバル財務部内にIRグループを設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	AGPIにおいて、お客様、コミュニティ、株主・投資家、ビジネスパートナー、従業員などそれぞれのステークホルダーの立場の尊重について規定しています。具体的には、お客様に対しては安全で高品質な商品・サービスを提供し、コミュニティに対しては事業活動を通じた社会貢献を行うとともに地域文化を尊重し、株主・投資家に対しては適切な情報開示を進めるとともに持続的な企業価値増大を図ることで期待に応え、ビジネスパートナーに対しては公正で透明な取引をお約束しています。

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>味の素グループは、創業以来、事業を通じて社会課題の解決に取り組み、社会・地域と共有する価値を創造することで経済価値を向上し、成長につなげるべく取り組んでいます (ASV)。2020-2025年度中期経営計画において、2030年度までに温室効果ガスの2018年度比50%削減を目標に掲げ、脱炭素経営に向けたアクションを着実に進めています。同時に、水リスク、プラスチック廃棄物、フードロス、サステナブル調達を重要な環境課題として、其々負荷低減の目標を設定し実績を管理しています。また「環境に関するグループポリシー」、「環境規程」に基づくISO14001を骨格とする環境マネジメントシステム、「品質に関するグループポリシー」、「品質保証規程」に基づくISO9001を骨格とする「味の素品質保証システム」を全社で構築、運用しています。ESG、サステナビリティに関わる活動については、主に「統合報告書」および「サステナビリティデータブック」に記載し、ウェブサイト等を通じて情報公開しています。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>「ステークホルダーとの情報共有に関するグループポリシー」において、事業を展開するすべての国・地域でASVの進化に取り組み、その内容について多様なステークホルダーと情報共有、対話を通じて信頼関係を構築していくこと定めています。</p> <p>2016年より財務・非財務情報を集約しストーリー化した「統合報告書」を発行し、それを補完する「サステナビリティデータブック」、「IR Data Book」、「中期経営計画」、「有価証券報告書」、当該「コーポレート・ガバナンス報告書」等の報告書と併せ、味の素グループの取組みを報告するとともに、フォーラム、ダイアログ等を通じてステークホルダーとの対話を推進しています。</p>
<p>その他</p>	<p>働き方の変革では、先進的な働き方を推進するため、デジタルを活用し、従業員一人ひとりの生産性と働きがい向上につなげる、いつでも・誰でも・どこでも働ける、学べる環境づくりや取組みを推進しました。例えば、e-learningシステムや出社せずとも経費精算できる電子精算システム、コミュニケーションツールTeamsを導入しました。その結果、2019年度の総実労働時間は1812時間となり前年度よりさらに8時間削減され、一人当たり時間売上高も前年度より3.4千円増加しました。このような取組みにより、従業員一人ひとりの生産性高く、柔軟で多様な働き方を支援し、新たなイノベーションを創出する環境を整備しています。また、従業員等の健康管理を経営的な視点で、戦略的に取り組んでいる企業として、経済産業省および東京証券取引所より4年連続で「健康経営銘柄」に選ばれています。さらに、人財の多様性を企業成長につなげることを目的として、ダイバーシティ&インクルージョン推進に力を入れています。女性活躍に関しては、味の素㈱女性マネージャーの比率が直近5年間で6.0%から9.1%まで増加しました。併せて、30% Club Japanへ賛同し、意思決定層への女性任用を加速させる施策も積極的に推進しています。これらの取組みが認められ、経済産業省・東京証券取引所より「新・ダイバーシティ経営100選」、「準なでしこ銘柄」にも選出されました。</p> <p>2020年度からの新中期経営計画には、人財育成・開発の3本柱の一つに“多様性”を明記し、会社と個人の共成長を実現すべく、今後益々多様性を活かすための取組みを進めます。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 基本的な考え方

当社は、内部統制システムを重要な経営基盤の一つと位置づけ、内部統制システムの整備・充実に取り組んでいます。内部統制システムの運用状況とその有効性の検証として、企業行動委員会、経営リスク委員会、監査部監査、グローバルガバナンスに関する規程他の関連規程の運用状況や活動状況を検証し、課題、問題点について適切に対処され、継続的な改善がなされているかを確認し、その検証結果は取締役会に報告されています。

2. 内部統制システムの整備状況

当社取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を決議しており、「内部統制システムに関する基本方針」において開示しています。

「内部統制システムに関する基本方針」は、以下のURLにおいて開示しています。

https://www.ajinomoto.co.jp/company/jp/ir/strategy/corp_gov/main/0/teaserItems1/03/linkList/0/link/Internal%20control_J.pdf

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力と取引関係を持つことや反社会的勢力からの不当要求に屈することは、反社会的勢力の存続や勢力拡大の下支えにつながり、企業内への反社会的勢力の浸透や被害の拡大を招くとの認識のもと、警察・弁護士等の外部専門機関の指導・支援を仰ぎながら

- (1) 反社会的勢力と一切の関係を持たないこと、
- (2) 反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、あらゆる不当要求を拒否すること、
- (3) 関係団体と連携し、反社会的勢力の排除に取り組むことを基本原則として、AGPを通じて内外に示しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 反社会的勢力対応統括部署である法務・コンプライアンス部および各事業所の反社会的勢力対応部署である総務部門が中心となり、必要に応じて警察当局の指導を仰ぎながら、各業務運営組織・関係会社と連携して、反社会的勢力と一切の関係を持たないよう、リスクマネジメントの一環として取り組んでいます。

(2) 商品クレーム対応時等における不当な要求に対しては、対応窓口だけに任せず、いつでも法務・コンプライアンス部等の組織が連携し、弁護士や警察当局の指導・支援を仰ぎながら対応できる体制を整えています。

(3) 取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、直ちに取引を解消することを最優先事項とし、取引解消によるダメージを最小限に抑えるよう契約書に暴力団排除条項を設ける取り組みをすすめています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

当社は、社内規則として「情報セキュリティ規程」を定めています。この規程は、情報に関する当社の基本方針を示し、情報の取扱いの基本ルールを定めることにより、情報の漏洩、不正使用等の防止および個人情報の取扱いの適正化の実現を目的とするものとなっています。

特に、会社情報の開示に関しては、同規程の細則として「会社情報の開示に関する細則」に定めを置き、経営理念・業績・将来性その他当社および当社グループに関する会社情報を適宜に開示し、投資家等から当社への信頼および正当な評価を得るべく努めています。

会社情報の適時開示に係る社内体制に関しては、同細則において、以下のとおり定め、運用しています。

1. 会社情報開示の基本原則

当社における会社情報の開示は、次の基本原則に従って行っています。

- ・適時な情報開示
- ・適切な情報開示
- ・正確な情報開示
- ・公平な情報開示
- ・自発的な情報開示
- ・継続的な情報開示

2. 社内体制

当社役員は、「会社情報の開示に関する細則」を理解し、関係法令および当社社内規則・通達を遵守し、基本原則に従って会社情報の開示がなされるよう努めています。

(1) 情報開示担当者の設置

会社情報の開示責任者として、情報開示担当者を設置しています。

1) 情報開示担当者

取締役たる役付執行役員(最高経営責任者(取締役社長)を含みます。)の全員および最高経営責任者の指名するその他の役付執行役員(経営会議メンバー)、経営企画部長、グローバル財務部長、法務・コンプライアンス部長、グローバルコミュニケーション部長、グローバル財務部長がグローバル財務部におけるIR関連業務の責任者として指名する基幹職1名

2) 情報開示担当者の役割

情報開示担当者は、会社情報の適時開示を責任を持って遂行する役割を担っています。

・公表すべき重要な会社情報および重要な未公開の会社情報の判断を行い、公開にあたっては、公表内容の決定等を行うと同時に、経営会議や取締役会への報告を行い、また必要に応じてその承認を得ています。

・公表済み会社情報に係る訂正や状況変化に伴う追加情報の開示など、会社情報の開示状況の監視・監督を行います。

・投資家の投資判断に影響を及ぼすおそれのある風説への対応策の決定などを行います。

(2) 情報連絡担当者の設置

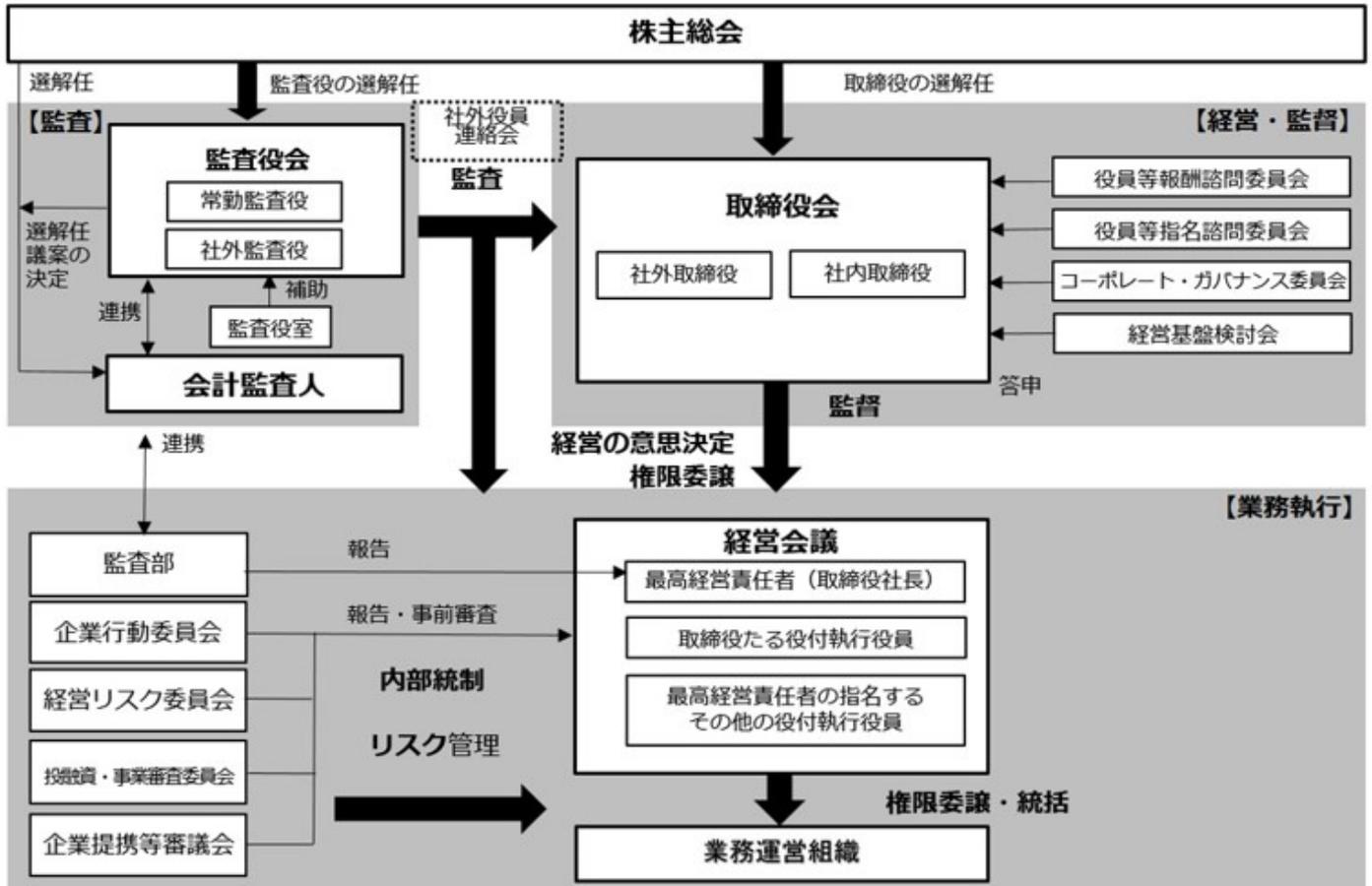
会社情報の提供および開示につき情報開示担当者に協力するため、所要組織に情報連絡担当者を置いています。

情報連絡担当者は、情報開示担当者に対して、担当組織における会社情報を適時・適切に提供することにより、会社情報の適時開示を促進します。

- ・担当組織内からの会社情報の収集および開示内容に関する情報開示担当者との調整
- ・未公開の重要情報またはそのおそれのある事実の発生時の情報開示担当者への連絡
- ・その他、情報開示担当者から会社情報の開示について指示または協力要請を受けた場合

なお、重要な未公開会社情報については、「内部者取引防止に関する規程」(社内規則)においてその取扱いを定めています。

同規程は、役員が、その業務に関して取得する情報の管理等について必要な基本事項を定め、内部者取引を未然に防止し、適切な会社情報の公表を以て企業としての社会的責任を果たすことを目的としています。



【会社情報の適時開示に係る社内体制の概要図】

